

## 土地利用権の集積を中国に学ぶ

今夏1か月余、中国吉林省長春市にある吉林大学に招聘されて、中国農業事情の調査研究を中国人学者と共同して行った。

今年11月のWTO加盟を控え、中国は官民あげてその対策に余念がない。特に東北地域は土地利用型の耕種作目が支配的であり、アメリカ、ケアンズグループの輸出攻勢をもろに受けることから、耕種作目のコスト削減に必死である。コウリヤン 大豆の作付けを減らし、代わりに水稻の作付けが急速に拡大している。

耕種作目においてはコスト削減には規模の有利性が働くので、農用地の面積規模の拡大が重要になってくる。規模拡大の場合案外見逃されやすいのが、農地の面的集積である。欧米のように圃場がおおむね団地化している場合は面積拡大は面的集積に繋がる場合が多いが、日本のように耕地が小地片に分散している場合必ずしも面的集積にならないばかりか逆に分散傾向は強まることになる。

中国では1949年の建国、引き続いての土地改革以前は日本と同じように耕地は分散していた。しかし、その後の農地の集団化政策により人民公社単位で大圃場化した。中国の場合は機械化が遅れ、手労働段階にとどまっていたので大圃場化のメリットはあまりなく、逆に管理が行き届かないなどのデメリットも生じた。1980年以降の改革開放政策に伴う市場メカニズムの導入、人民公社の解体は、中国においてかつての零細分散圃場を再生した。人民公社解体時の土地の再配分は、おおむね数か所ごとに大区分した圃場に番号を付け抽選で配分するというやり方を採った。地域ごとに豊度、通作条件が異なるので平等を期するためにわざと分散化を図ったのである。

規模拡大、コスト削減を目指す場合、こうした中国の農地の零細分散制は大きな障害となるはずである。中国において農地の面的集積はどのように行われるのか。今回の中国での共同研究の私にとっての課題はその点にあった。

だが、現実をみると中国はいとも簡単にその問題を解決していた。中国東北地方各地に1,000haを越える大規模経営が出現しているではないか。いかにして土地の面的集積を可能にしたかを、長春市近郊の大規模輸出花卉園芸団地の

事例を基に述べることにする。

K企業集団はもとは地元の建設会社で農業とは無縁であったが、1998年5月に輸出用花卉に目をつけ一気に130 haの農地を借り入れ、大規模施設園芸経営に乗り出した。ガラス温室施設の面積規模は4万㎡である。これらの土地は農家約200戸から全部50年間の使用権を得ている。日本の場合は通常、貸出に応じない農家もあり、全面積を団地的に借り入れることは不可能に近く、可能であっても長期間の交渉期間を有する

だが事例の場合わずか3か月の交渉で全戸の同意が得られた。条件は、旧来の自作地でのトウモロコシ作付農業所得をはるかに上回る1ム - 800元の使用料の支払いである。中国農民が経済性合理性に富んでいるので可能になったとのみ言い切れるものではない。秘密は中国の改革開放政策以来の土地制度にある。改革開放時人民公社の社員であった農家は土地の使用権のみ配分を受けたのであり、所有権は国家が有しているのである。使用権は売買等の権利移動は可能であるが、最終処分権は国家にあるので、日本のように土地所有の「絶対性」は主張されなく、「相対」的な権利に置かれている。いわば使用権は持分権のようなもので容易に債権化されるのである。

中国南部に始まった<sup>コフン</sup>股份合作制(株式協業制)もまた、土地の使用権を株化することにより農地を流動化させ集積が容易に図れる仕組みである。

現在中国は対日農産物輸出を長ネギ、シイタケから本命の米輸出に移行するだけの生産力的条件を着々と整えており、それを可能にするのは農地利用権の面的集積であると思う。

日本の農業の面的拡大・集積を図るには農地の所有権(物権)を持分権(債権)化して流動化させることが重要である。こうした試みはすでに日本でも先進地において実験的に試行されているが、法的裏付け、事業的裏付けには乏しい。中国の土地制度から学ぶ必要があると思われる。

(東京農業大学教授 岡部 守・おかべまもる)